

安全装具用自蔵式呼吸具及び保護衣の型式承認に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 N 編及び S 編

改正事項

安全装具用自蔵式呼吸具及び保護衣の型式承認に関する事項

改正理由

液化ガスばら積船において、荷役作業に従事する乗組員保護の観点から、従来より安全装具として自蔵式呼吸具及び保護衣を備え付けることが鋼船規則 N 編 14 章に規定されている。

改正 IGC コードにおいて、自蔵式呼吸具に関しては、マスクの内側へのガスの流入を防ぐため陽圧型の自蔵式呼吸具とすることが規定されている。また、保護衣に関しては、人体へ悪影響を及ぼすガスを積載する場合においては、気密型とすることが規定されている。本会は既に同改正を本会規則に取り入れている。

このため、国土交通省からの通達（国海査第 126 号の 2）に基づき、安全装具用自蔵式呼吸具及び保護衣を承認品とする旨を規定するべく関連規定を改めた。加えて、危険化学品ばら積船においても、同設備に対し承認品が要求されていることから、国内法に合わせ関連規定を改めた。

改正内容

日本籍船舶に搭載される安全装具用自蔵式呼吸具及び保護衣は、承認品を用いる必要がある旨規定した。

改正条項

鋼船規則検査要領 N 編 N14.3, N14.4.4

鋼船規則検査要領 S 編 S14.2.2